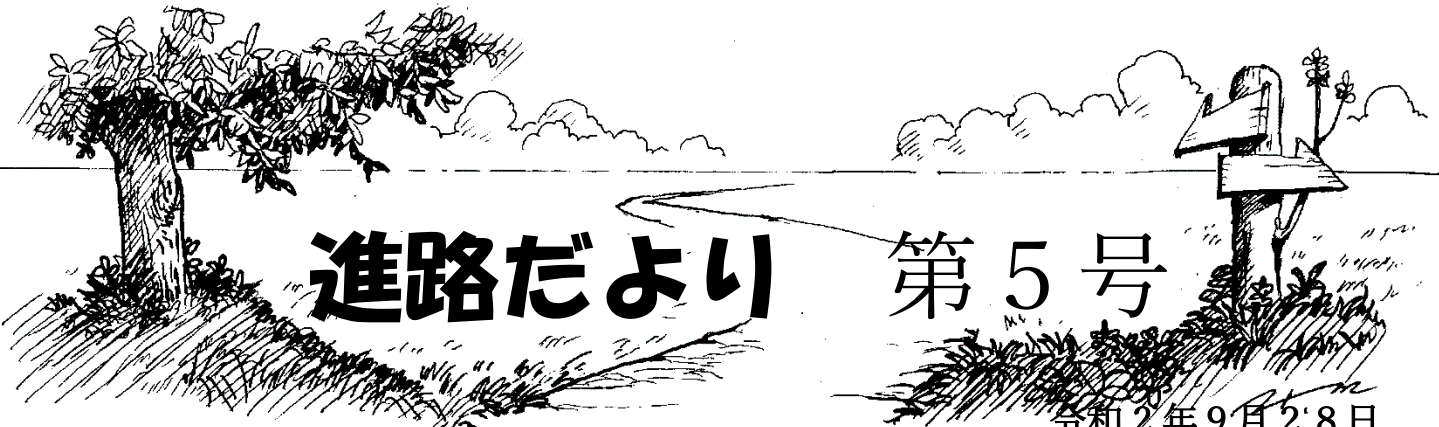




進路だより 第5号

令和2年9月28日

今年度版「障害者福祉制度のごあんない」について

群馬県障害政策課から「障害者福祉制度のごあんない」が届きましたので配付します。

毎年必ず配付されるとは限らないので次回のものを受け取るまでは保管しておいてください。特に3年生は卒業をしても大切に保管しておいてください。

何かの時に役に立つ冊子なので下記の使用例を参考にご活用ください。

「障害者福祉制度のごあんない」活用例

- 1 すぐに取り出せるところに保管してください。(なるべくまめに開いてください)
 - 2 関係のあるページに付箋を貼るなどして、すぐページが開けるようにしてください。特に以下のページはすぐを開けるようにしておきたいところです。
 - ・P1「市町村役所一覧」
 - ・P7「障害者就業・生活支援センター」(就職した卒業生の定着支援等をしてくれます)
 - ・P8「一般・特定・障害児相談支援事業所」(福祉就労する生徒のサービス利用計画をたてる等をしてくれます)
 - ・P57「障害福祉サービス事業所」(施設)
 - ・P70「地域活動支援センター」(施設)その他それぞれのご家庭のニーズに合わせてすぐ開けるページを設定してください。)
 - 3 福祉関係の施設や関係機関は通称で呼ばれたり、略して呼ばれたりして慣れないと何のことかわからないこともあります。耳慣れない施設名や機関名を聞いたときにその機関が何なのか、どんな役割の機関なのかこの冊子でご確認ください。(本校の生徒の場合、上記のページで確認できることが多いかと思います。)
- それをしていくと卒業して支援の中心が学校から地域の支援のネットワークに移行するときに、どこが何をしてくれるのか整理できると思います。
- 4 3年次に施設の利用申請をするとき、就業体験実習の候補として障害福祉サービス事業所を選ぶときに「自宅の近くにどんな施設があるのか」「その施設はどんなサービスをしているのか」など目安を立てることができます。P57「障害福祉サービス事業所」の「住所」「サービス事業別定員」で場所や施設でやっているサービスをご確認ください。
- あらためて進路だより第2号「福祉サービス事業所のサービスについて」をご覧くださいサービス内容の確認をしていただければと思います。(本校のホームページからも過去の進路だよりがご覧いただけます。)